

法務委員会（２００５．４．２１）

「人身取引被害者保護」のための体制整備を強く訴えました。

○[林久美子君](#) 私は、民主党・新緑風会の林久美子でございます。

本日は、刑法等の一部を改正する法律案につきまして、先輩議員、そして同僚議員の御配慮によりましてこうして質問に立たせていただく機会をいただきましたこと、まずもって感謝を申し上げます。

それでは、よろしく願いいたします。

今回の改正によりまして、人身受渡し罪、人身買受け罪などを新設いたしまして、これらの行為を処罰の対象とするなど一定の評価はできるといふふうに考えております。しかしながら、肝心な犯罪被害者、すなわち人身取引の被害者の保護についての位置付けやあるいは体制の整備については不十分でございます。今回の改正で真の意味で被害者の救済や犯罪組織の摘発につながるのかどうか、そういう点につきましてはまだまだ疑問が残るところでございます。

そこで、本日は医療体制、これは被害者の支援に欠かすことができないと考えますが、この医療体制を中心にお話を伺ってまいりたいと思います。

では、早速なんです。私は今月八日に代表質問に立たせていただきました。このときの答弁で、人身取引の被害者に対する医療につきまして、尾辻大臣からは必要となる医療の確保に努めていると御答弁をいただきました。

今更申し上げるまでもなく、人身取引の被害者の方は、性病の心配をしていたり妊娠のおそれを感じていたり、そしてもちろん精神的にも深い傷を負っていらっしゃるという場合が多く、医師の診察や治療が必要な場合というのも決して少なくはございません。

そこで、婦人相談所などで保護された被害者への医療についてはどのような体制で現在行っているのか、お伺いをいたします。

○[政府参考人（伍藤忠春君）](#) 婦人相談所におきましては、いろいろな問題を抱えた女性に対しまして、心理的ケアを含めた相談、保護を幅広く行っておるところでございます。

医療的支援を必要とされる場合の対応であります。婦人相談所に置かれております、非常勤が多いわけではあります。医師の、基本的にそこで行える医師の診療というものも可能な範囲で提供できるということでございますが、本格的な医療ということになりますと、その

いろんな周辺の病院等についての情報提供をして受けていただくと。

ただ、経済的な問題からなかなか受けにくい者につきましては無料低額診療事業と、これは社会福祉事業の中にそういう一つの類型がございますが、そういった事業を利用していただくというようなことも含めて、できるだけ必要な医療が確保されるように努力をしております。

○[林久美子君](#) ありがとうございます。

今三つのケースを御紹介いただきましたけれども、それでは、被害者というのは着のみ着のままで逃げてこられる場合というのも多いかと思うんですけれども、治療費を持っていない場合、どのように対応していらっしゃるのでしょうか。

○[政府参考人（伍藤忠春君）](#) 先ほど申し上げましたように、婦人相談所に置かれておる医師がまず対応する場合がございますので、これはもちろん経済的な負担はありませんが、ここでできる限りの軽度な医療は提供するというところでございます。

ただ、状況に応じまして、医療費がないような方々について更にもう少し高度あるいは中度の医療が必要というような場合には、今申し上げましたような無料低額、できるだけ安い、あるいは無料で医療を受けられるような施設を紹介し、そちらへお連れすると、こういったことで対応するということが基本的な対応だというふうに考えております。

○[林久美子君](#) それでは、この無料低額診療施設というのは全国の各都道府県にあるのでしょうか。

○[政府参考人（伍藤忠春君）](#) 無料低額診療事業を行います病院がありますが、これは社会福祉法人でありますとか民法法人、宗教法人、各種ございますが、全国に二百六十二の診療所あるいは病院が存在をしております。

全国的に設置をされておりますが、こういった医療機関がない都道府県が、現在、青森県を始め全部で六県は存在がしていないという状況でございます。

○[林久美子君](#) 青森、秋田、山梨、岐阜、高知、そして沖縄の六県が空白県であるというふうに承知をいたしております。

このように無料低額診療施設のない、いわゆる空白県にある婦人相談所にいらっしゃる医師の配置状況を調べてみましたところ、すべての六県につきまして非常勤の医師が一人いるだけという状況でございます。

こうした空白県で治療費を持たない被害者が保護をされ、非常勤の医師がすぐにつかまらない、あるいは緊急の対応が必要である、そういったケースも考えられるわけですが、こうしたときはどうやって医療をどこで受ければいいのでしょうか。また、そのときの費用負担はどうなるのでしょうか。

○政府参考人（伍藤忠春君） こういったところで今までの、昨年まで保護した人身取引被害者については幾つかの保護した県に聞いてみましたが、そういった事例というものは発生していないようでありますが、仮にそういった医療を必要な場合の対応ではありますが、非常勤の医師が基本的には対応できればそこで対応するということではありますが、無料低額診療事業、こういうところもないようなケースについて、隣の県まで行くというのなかなか不可能でありますから、できる限りそういった近隣の医療機関でそういったことに応じていただけたところを探すということも一つの方法ではないかと思いますが、そういったことと含めて、救急医療、どうしても救急の医療が必要というような場合には、救命救急センターである程度の対応をしていただくということも、従来から外国人の医療ということでそういった枠組みもつくっておりますから、そういう救命救急センターを活用するというのも一つの方法かと思えます。

いずれにしても、今ある制度をできるだけ活用してやっていくということが基本だと思いますし、それから、お産が必要というような場合については、今助産施設の利用ということが、これは児童福祉法で無料で利用できるような、こういう制度がありますので、これについてはこういう既存の制度を利用して対応するということが可能だと思っております。

○林久美子君 今御答弁の中に、まだそういうケースは発生していないという文言がございましたけれども、今までに発生していないからこれでいいというのではなくて、政治というのは、行政というのは万が一のときにも対応できるようなシステムを組んでおく必要があるというふうに考えております。

近隣の病院でそういう場合は対応してもらうこともあり得るというお話でございましたが、例えば骨折をしていらっしゃる方で通院が必要なケース等々もあるかと思うんですけれども、そういう場合のじゃ費用の負担はどうなるのでしょうか。

○政府参考人（伍藤忠春君） 基本的な枠組みは先ほど申し上げましたようなことで、既存の制度を活用していただくということしか今のと

ころないと思いますが、この辺りにつきましては、これから具体的な事例がどういうものが発生してどういう対応が必要かということは、事例、都道府県等の対応も含めて、私どももよく、何とというか、事実を把握しながら少し研究をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○**林久美子君** 私が事前に伺いましたところ、そういう場合は恐らく婦人相談所の方で医療費は賄うと、フォローするということになるというお話も伺っております。

先ほども荒井委員の方からも御質問ありましたように、婦人相談所というのはなかなか厳しい現状に置かれているということを考えても、もっとしっかりとした対応をしておく必要があるのではないかと、このことを重ねて申し上げたいと思います。少なくとも、この無料低額診療施設のない空白県などでは婦人相談所に医師を常駐させるとか、何らかの手だてを講じる必要性もあるかと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○**政府参考人（伍藤忠春君）** 先ほど申し上げましたとおり、そういった個別の県の対応というものも、その置かれている状況が違いますので、これから、既にDV被害者などでかなり外国人の方も保護したり、あるいは国内の方も保護したりしておりますが、具体的に医療費の問題で特に大変なことになったというような話も、特に私ども今承知しておりませんが、これから婦人相談所の対応ということについてどうすることが可能かどうか、あるいはもう少し何らかの積極的な仕組みとか対応を考える必要があるかどうか、先ほど申し上げましたとおり、これからの事例の積み重ねを見ながら少し研究していく必要があるのかなと考えております。

○**林久美子君** 是非とも前向きな検討をお願いいたします。

この無料低額診療、先ほどお話がございましたけれども、これはそもそも医療保険が発達していないころのもので、厚労省が平成十三年七月に出された無料低額診療事業に関する通知では、「社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、抑制を図るものであること。」とされておりまして、国全体としては抑制方針にあるということは承知をいたしております。

確かに、この事業が法律に位置付けられました昭和二十六年当時に比べますと、この国は豊かにもなったでしょうし、医療保険というのも発達いたしました。しかしながら、今また別の意味で人身取引被害者など生活困難者が存在をしております、また新たにそういう人々

を救済するという意味での必要性というのが生じてきているのではないかなというふうに感じております。

人身取引の被害者は性的にあるいは経済的に搾取をされ、十分な医療すら受けることができないと、そういう現状を見詰めましたときに、無料低額診療の空白県をなくすという必要性もあると考えますが、いかがでしょうか。

また、アメリカなど先進国におきましては、緊急医療の提供は一般化をいたしております。そうしたことを考えましても、無料低額診療というのはある意味では民間に任せるということになるわけですが、民間に任せ切りというのではなくて、人身取引の被害者などの救済の必要な人たちについては国が医療費を負担をするということも検討すべき時期に来ているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○**政府参考人（伍藤忠春君）** 無料低額診療事業であります。これは先ほど言いましたように、社会福祉法に基づく社会福祉事業として、医療機関が自らの負担において生計困難者の医療費の減免を行うと、こういう性格のものでありまして、一律にこの設置を義務付けるとか、なかなか行政が指導してこれを配置をしていくというような、こういう構造になっておらない性格のものでありますので、なかなか一律に指導するという事はなかなか困難ではないかなというふうに思っておりますが、先ほどの抑制方針というような通達とは別に、実態としては、微増ではありますが、ここ数年少しずつ増えてきておるのが実情でございます。

○**林久美子君** その空白県をなくすということについてと、あるいは国が医療費を見るということについてのお考えはいかがでしょう。

○**政府参考人（伍藤忠春君）** 医療費をどこまで負担をするかということで、これは先ほど来申しておりますように、できる限り既存のこの枠内で、枠組みの中で対応していかざるを得ないと。これは今の、今までの国内の婦人保護事業もそうでありまして、国内のDV被害者に対してもこういった形で提供しておりますので、人身取引被害者というものをどういうふうに位置付けるかという問題とも関連をしてくる問題であります。今にわかにこの部分だけを、医療費を国が持って、あるいは公費でもって提供するという仕組みをつくることはなかなか困難かと思っておりますが、これは、人身取引被害者対策全体をどう考えるかということの中でそういった議論も必要かなという気はいたしますが、私どもとしましては、今の既存のこういう枠内でできる限りの工

夫をすると。

先ほど言いましたように、婦人保護、婦人相談所、個々で対応している場合にどういうふうな個別のこの医療というものについて配慮が必要かということについては、先ほど来言っておりますように、もう少し実情に応じた取扱いが可能かどうか、その辺りも含めて少し検討はしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○[林久美子君](#) 医療というのは人の命を守る上で欠かすことができない。先ほども申しあげました諸外国の先進国の例を見ましても、積極的な取組を是非お願いをしたいと思います。

何もこの医療という問題に限らず、非常に今回のこの人身取引につきましてもまだまだ改善をすべき点があるということでございますけれども、実はこの医師の配置にとどまらず、婦人相談所、先ほどから何度も何度もお話に出てまいりましたが、ここで、じゃ実際婦人相談員はどういう現状なのか、それをちょっと調べてみました。

無料低額診療について空白県があるということを御指摘申しあげましたが、実はこの四月一日現在で、婦人相談所における婦人相談員につきましても空白県がございます。北海道と福岡、婦人相談員いないということですが、それでよろしいでしょうか。

○[政府参考人（伍藤忠春君）](#) 北海道と福岡県につきましては、婦人相談員が婦人相談所に配置されておられません。

○[林久美子君](#) 婦人相談所が今回の行動計画などにおきましても拠点の施設となるわけでございます。そうしたところでしっかりとその人員が配置されていないという状況で、本当に何かあったときに対応はできるのかなというのを不安に感じずにはられません。医師の問題もそうです。この婦人相談員の問題もそうですけれども、結局は地方に任せっきりになってしまっていると。

安全という部分で、ナショナルミニマムの観点からも人員配置最低基準みたいなものを設けて、しっかりと受皿を強化していくという考えはおありでしょうか。

○[政府参考人（伍藤忠春君）](#) 婦人相談員の全体の数につきましては、この四年間ぐらいの間はかなり、一・三倍ぐらいに全体的には増えてきておりますが、御指摘のように、北海道や福岡においては配置をされていないと。婦人相談員というのは、婦人相談所だけではなくて、社会福祉事務所でありますとか、あるいは都道府県の本庁にいたり、いろんな機関に配置をされているわけで、福岡や北海道の場合には、たまたま婦人相談所には配置していないと。

これは、聞いてみますと、婦人相談所には、婦人相談員というのは非常勤の方が非常に多いんでありますが、むしろ、この相談指導員という、別の呼び方ではありますが、常勤の職員が北海道や福岡の場合には婦人相談所に配置をされておるといふ実情ございまして、そういう方でむしろ体制がある意味では充実を、非常勤よりも充実をした体制を取っておるといふことから、婦人相談員という名称の方々は婦人相談所に配置をされていないといふことだといふふうに承知をしております。

○林久美子君 それでは、婦人相談員と、事あるごとに婦人相談所の婦人相談員という御答弁が出てくるわけですけれども、それだったら相談指導員でもいいのではないかと。多分、ここら辺のそのすみ分けとか整理はできていないのではないかと。事前にお話を聞いたときにもそういう印象がぬぐい切れなかったといふこともございます。

そこら辺はもう一度きちっと整理をしていただいて、しっかりと、婦人相談所を受皿とするのであれば、そこで保護、そして支援できるように検討をすべきであるといふことを御指摘申し上げたいと思います。

もう時間も余りございませんので、それでは最後に法務大臣にお伺いをしたいと思います。

この医療あるいは婦人相談所の現状をお聞きになられまして、大臣といたしまして、これで本当に被害者たちが救われるのか、まだまだ議論の余地があるのではないかと、今後どういふふうに対応していこうかと考えていらっしゃるのか、御決意も含めてお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣（南野知恵子君） 医療関係のことをお尋ねでございましたので、それは私が今ここで、この立場で申し上げることは大変僭越になろうかといふふうに思っております。

何はともあれ、こういう人身の問題を抱えている人、また過去にはDV法などもしてきた個人といたしましては、そういう問題が充足されることが望ましいといふふうには思っております。

一つ政府といたしまして見解を申し上げるならば、昨年十二月に策定いたしました人身取引対策行動計画、それにおきましては、総合的、包括的な人身取引対策を講ずることといたしております。その計画に沿って関係省庁が協力しながら諸政策を実行しておりますので、それを充実させていくという方向になろうかなと思います。今後とも引き続きまして、被害者の立場に立ってきめ細かな対応についてもや

っていきたいというふうに思っております。

病院での文言の話がございましたが、病院に来られる方々について、我々、看護職の立場の人たちに聞いたことがあります。これは、DV法との絡み合わせですが、いろいろな言葉を被害者の方々はお持ちでありますので、看護に関する、又は自分の症状を訴えることについて、その国の言葉で何か国語もメモを作ったよと言ってくださった方がいます。例えば、痛みに対して、きりきり痛むのか圧迫するような痛みなのかということによって、これまた診断の一助になりますので、そういう細かい配慮も現場ではしていることを付け加えさせていただきたいと思います。

○[林久美子君](#) どうもありがとうございました。

今後とも積極的な対応をお願いいたします

決算委員会（２００５．４．２７）

温暖化対策の特別会計予算は効率的運用をはかるよう
小池環境大臣に質しました。

○[林久美子君](#) 民主党・新緑風会の林久美子でございます。

小池大臣にはいつも環境委員会で大変にお世話になって、ありがとうございます。本日は決算委員会ということでございますので、平成十五年度の決算に関連をいたしまして、とりわけ特に石油特会などについてお話を伺ってまいりたいというふうに思います。

御存じのように、石油特会は主にCO₂の削減を目指してこの十五年度から経済産業省と環境省が共管するようになった特別会計でございます。環境省は自治体向けの事業、地域の普及啓発活動が中心でございます。経産省は産業対策を行っているということでございます。このうち環境省分に関しましては、初年度である平成十五年度は実質五十六億円ということで、内訳を見ますと、執行済額が四十一億円、繰越額が十四億円、不用額一億円というふうになっております。未執行の主な事業を含めまして、その理由をお伺いいたします。

○[政府参考人（小島敏郎君）](#) 平成十五年度でございますが、石油特会の事業を初めて開始をいたしました。年度の後半ということで、いろんな準備が整っていない部分もあって、十六年度に繰り越してその事業を執行したのもございます。しかし、おおむね事業を執行できたと思っておりますが、委員御指摘のように執行できなかった事業もございます。

それは、再生可能燃料利用促進補助事業、これはバイオエタノールを混合ガソリンにしたりバーナーで燃やしたり、そういう熱源として使うという事業でございますし、もう一つが、生ごみ利用の燃料電池の普及促進事業でございます。これは、生ごみからメタンを発酵させてそのメタンから水素を得る、それを基にして熱電供給を行う、燃料電池を使って行う、こういう定置型の燃料電池を普及しようと、ということでございます。

この二つの事業は、地方自治体を通じて事業者には補助をするという仕組みでございましたけれども、自治体と事業主体となる民間事業者と調整を行っていただいておりますけれども、この調整が未調に終わったというような理由等によりまして、事業主体となる民間事業者、それから自治体から要望が上がってこなかったということで事業実施

に至らなかったものでございます。

○**林久美子君** 今具体的に御紹介いただいたものの中で、再生可能燃料利用促進補助事業、そして生ごみ利用燃料電池等普及促進事業ございましたけれども、これらに関しましては十五年度だけではなくて翌年の十六年度、そして現在に至るまでその自治体からの手が上がってこないということも伺っております。

環境省分の事業は地方自治体向けであるということをしかりと踏まえますと、地方自治体の意向をしかりと把握をすること、そしてまた二年も三年も未執行の事業について原因をしかりと認識をすること、更にこれらの未執行の事業については、その自治体の意向というのをベースに事業メニューをしかりと十分に検討、そして改善する必要もあるというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。小池大臣、お伺いします。

○**国務大臣（小池百合子君）** 今御指摘の二事業、再生可能燃料利用促進事業と生ごみ利用燃料電池等普及促進事業でございますけれども、バイオマスの燃料を利用する新しいシステムの導入ということなどで、ある意味で大変先進的、これまでにない新しい事業でございます。このため、事業を実施するために必要な関係者間の利害調整であるとか資金の確保、設置場所の確保、地方自治体との連携など、なかなか簡単に進むということではない面もございます。ただ、先進的な事業なので、これまでも調整の努力、様々なことが行われてきたわけでございますけれども、結果として具体的な要望が出てこなかったということが原因であると、このように聞いております。こういったこの二つの事業については、これまでの経過などその執行状況を踏まえて、平成十七年度の予算からは減額をするというような見直しをしたところでございます。

ただ一方で、あるときには先進的過ぎてなかなか付いてこれなかったものもあるかもしれませんけれども、こういった状況も踏まえて、また調整の中で得た様々な状況に対しての知見と申しましょうか、そういったことを踏まえて、これでもうあきらめずにやるべきこともやっていたのではないかと。それは総合的に判断する必要がございますし、また御指摘のように、民間、地方自治体などの提案、そして意向を十分にこれからも反映した有効な温暖化対策を進める、そういったことの予算づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○**林久美子君** 有効に利用されて初めてその成果というか効果というかが現れてくると思いますので、その辺の十分な検討をお願いをした

いと思います。

では次に、具体的な事業のその効果についてお伺いをいたしたいと思います。

補助金適正化法十四条に基づく「実績報告」とは別に、環境省は十五年九月に、CO₂排出抑制対策事業費等補助金実施要綱として自治体に通知を出されていまして、自治体から補助事業の実施後の効果の把握結果を提出してもらうということをしていらっしゃいますが、この十五年度に執行された補助事業の実施件数と、事業実施後の効果の把握をどのように、今現在何件程度を把握していらっしゃるのか、具体的な数字も含めてお答えを下さい。

○[政府参考人（小島敏郎君）](#) 平成十五年度の自治体向けの補助事業でございますけれども、その件数でございますが、エコハウスの整備事業が一件、普及啓発事業が七十二件、対策技術率先導入事業二十八件、それから都道府県センターの普及啓発・広報事業七件、合わせまして百六件であります。

環境省におきましては、当初よりこの事業の効果というものを出していただくことにしておりまして、そのうち普及啓発事業について七十二件、対策技術率先導入事業二十一件、それから都道府県センター普及啓発事業七件、合わせて百件についてはその効果の報告をいただいております。まだ報告をいただいているものは六件ということでございます。

○[林久美子君](#) 分かりました。

本当はもう少しこの点も詳しくお伺いをしたかったですけれども、少し時間がなくなってまいりましたので、私の方でちょっとフォローさせていただきたいと思います。

現在、その成果が上がってきていないものについてはできるだけ早く、今月中にも成果の実績を上げてもらう予定であるというふうに伺っております。実際に、こうやって事業を実施するときに欠かすことができないのがその政策評価の視点であるわけなんですけれども、これらの実績の具体的なその成果についても政策評価に反映をするというふうに伺っておりますけれども、では、これらの事業効果が把握されていないものもあるということも踏まえまして、これらの事業効果をどういうふうに把握して具体的に政策評価につなげていかれるのか、また補助事業実施後の効果の把握結果がどのような形で具体的に政策評価に生かされたのか、済みませんけれども、短くお願いします。

○[政府参考人（小島敏郎君）](#) まだいただいているものは事業が継続

中というような理由もありますし、そうでないものは速やかにいただくということでございます。

環境省は、そういう意味では当初から石油特会の事業について自治体の自己評価をいただいております。削減量あるいは普及啓発事業については、どのくらいの認知度が上がったのか、あるいはそれが行動にどれだけ結び付いたのかというような政策評価でございます。

環境省としても、その自治体の独自の評価というものを基にいたしまして、予算の要求の軽重、どこの部分をたくさん要求するかというようなところにその成果を生かして、次年度の予算要求に生かしているということでございます。

○林久美子君 今、本当に税金の使われ方というものに対して国民の不安とか疑問という気持ちが大きくなっている社会でございますので、より一層慎重に、それが有効に使われたかがしっかりと次年度以降の予算に反映をされるように実績の把握を引き続き正確にお願いをして、反映をさせていただきたいと思っております。

政策評価に絡みまして事後評価というシートがございます。とりわけ石油特会に絡みまして、地球温暖化の問題というのは環境省単独で実施できるものではないと。経産省もそうではありますが、いろいろな省庁と横断的に連携を取りながら、相対的にCO₂の削減につなげていかななくてはならないという状況であるかと思っております。

この十五年度の事後評価シートを拝見しますと、これ環境省さんは、この中の文言で、「達成状況」という中で、基準年総排出量のおよそ四％分の開きがあると非常に危機感を持って分析をしていらっしゃる。しかし、一方の経産省はどうかといいますと、このマイナス六％削減という約束は二〇〇八年から二〇一二年に実現することを目標としているため、その達成時期に至っていないという表現にとどまっている。かなりこの事後評価を見ても、それぞれの、環境省、経産省さんの間に大きな温度差があるのではないかなということを感じております。

京都議定書も発効いたしました。そして、これから目標達成計画、実行に移していかねばならないという段階におきまして、こうしていつまでも省庁間で温度差が違ふというような状況はしっかりと解決をされたのか。そしてあわせまして、とりわけ経産省さんとの関係でいえば、環境税というのが欠かせないかと思っております。小池大臣は、かつてから温暖化解決のための非常に有効な手段であると環境税を位置付けてられました。

この環境税というものにつきましては、今回質問させていただきました石油特会との二重課税ではないかという指摘の声もあるということで、これらの温度差は解決をされたのか、そして石油特会との環境税との整理はできているのかどうか、整理するのであればどういう整理をされるのか、お答えをお願いいたします。

○国務大臣（小池百合子君） まず、最初の御質問でございますけれども、政策評価の面での危機意識の差についてお尋ねがございました。

まず、環境省の政策評価では、二〇〇二年度の温室効果ガスの排出量が基準年と比べて七・六%の増加ということで、六%の削減約束との間には一三・六%の開きがあるということで現実を直視したものとなっているわけでございます。こういった点をしっかり指摘する形で盛り込んだところでございます。

約束期間の開始まであと三年、あと三年なんというのはあつという間で、林議員が当選されてもう三年近くになるんじゃないか。そこまですんでないですか。（発言する者あり）半年、そうですか。もう三年なんてあつという間でございます。ということでございますので、対策が遅れば遅れるほど短期間で大幅な削減をする必要があるという、そういったことございまして、これはただ環境省だけでなく、政府全体でこういった危機意識を共有しているものと考えているところでございます。

よって、政府一丸となって、この京都議定書の六%削減約束、その達成に努めてまいらなければなりませんし、ただ経済産業省だけではございません。ほかの省庁にも皆さんで、正に政府一丸となって取り組んでいかなければ日本国としての温暖化対策の効果にはつながらないということで、様々な閣僚会議などもございます。そういった中でこの意識を共有させていただいておりまして、これからも地球温暖化対策、政府として取り組んでまいりたいと考えております。

それから、環境税でございますけれども、御指摘ありましたように、私は以前からも有力な追加的施策である、中環審での答申などでもこの点については盛っていただいているところでございますし、これまでの審議会、税制に関しての審議会でもこのような形で訴えていただいているところでございます。

政府としても、この環境税につきましては、今回の目標達成計画(案)で真摯に総合的に検討を進めていくべき課題と位置付けているところでございまして、環境税の効果などについて更に検討を深めつつ、環境税については関係各省、それから業界、国民各層、NGOの方々も

含めてでございますけれども、意見交換を進めてまいりたいと考えております。

それから、石油石炭税と重複するではないかといった御質問だったと思えますけれども、石油石炭税についてはエネルギー対策の財源調達を目的としておりまして、受益者負担の考え方の下に課税をされているものでございまして、その意味では環境税とは性格、内容を異にするものと考えております。

また、しかしながら一方で、石油石炭税の税収は、エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制のための施策、先ほど挙げていただきました二点は残念ながら実施されなかったということでございますけれども、しかしながら、逆に言えばほかの部分ではかなりの成果を上げているものも多々あるわけでございます。その意味では、環境税の目的ということには類似する面があるかと思っております。

済みません、長くなって。締めくくりますと、石油石炭税との関係の具体的な整理については、今後、この環境税の役割との整合性、そういったことを検討していく必要な課題というふうに認識をいたしておりますので、その意味で目標達成計画に基づいて環境税の位置付けなども含めて早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

[○林久美子君](#) じゃ、時間が参りましたので、締めくくりに一言だけお伝えをさせていただきたいと思えます。

政府一丸となって温暖化対策に取り組むというのは当然のことです。それに至る過程の中でその温度差が解消されなければ、実際に実行に移ったときに、きちっと有効な効果を上げないのではないかとということを危惧をしているわけです。

環境税につきましても、石油石炭税と整理が、それは今後していくということでございましたけれども、そういうものがきちっとできずして、私個人としては環境税の必要性を十分に理解をしていますけれども、なかなかうんと言ってくれない周りを相手に理解を求めていくことは難しいのではないかと。だから、納得していただけるようにしっかりと整理をしてくださいということを、この場をおかりいたしましてお願いを申し上げたいと思えます。

終わります。